

【現況届に関するよくある質問】

Q 今年の4月に新規で入所・転所しました。書類の提出は必要ですか。

A 復職証明書を3月以降に提出した場合は、その方の就労証明書は省略可能です。その他の書類についても、3月以降に提出した場合は、同じ方の同じ書類のみ省略可能です。なお、父母の要件書類を省略できる場合も、「子どものための教育・保育給付に係る認定現況届」の提出は必要です。

Q 昨年度提出した要件書類から何も変更はありませんが、再提出は必要ですか。

A 要件等に変更がない場合であっても、3月以降に要件書類をご提出いただいていなければ、提出が必要です。

Q 児童手当の現況届は令和4年度から原則提出不要になりましたが、保育所では必要ですか。

A 保育所の現況届は、毎年提出が必要です。

Q 現在育休中ですが、その場合でも就労証明書の提出は必要ですか。

A 3月以降に就労証明書を提出していない場合は、提出が必要です。

Q 就労以外の要件で入所している場合も、要件書類の提出が必要ですか。

A 傷病・就学等、就労以外の要件で入所中の方についても、今年度要件書類をご提出いただいていなければ、診断書・在学証明書等の提出が必要です。なお、求職活動中の方については、求職活動誓約書を再提出していただいても、求職期間を延長することはできませんので、ご注意ください。

Q その他、書類を省略できるケースはありますか。

A 転所希望等で認可保育園への年度途中申込を行っており、令和8年3月以降に要件書類(就労証明書等)を提出している場合も省略可能です。8月～10月に認可保育園への申込を予定している場合は、現況届と申込みのうち、先に提出する方に原本を添付し、後に提出する方にコピーを添付してください。

Q 兄弟で別々の園に通っている場合、それぞれの園に提出する必要がありますか。

A 2人の児童名を書類に記載し、下の子が通っている保育園に1部提出してください。なお、上の子の園への提出は不要ですが、下の子の園に提出した旨を一言園の方にお伝えください。また、兄弟が同園に通っている場合は、1部のみご提出ください。

Q 保育必要量(標準・短時間)を8月1日から変更したいのですが、現況届で変更できますか。

A 現況届とは別に、7月10日までに、状況変更届を保育支援課に直接ご持参ください。難しい場合は、8月から認定変更を希望する旨を園の方にお伝えいただいた上で、保育所に早めにご提出ください。

裏面もあります。

Q 就労証明書以外の要件書類はどこでもらえますか。

A 入所中の園又は保育支援課の窓口でお渡しします。また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。

Q 課税証明書を提出する必要がありますか。

A 課税証明書の提出は不要ですが、税申告が済んでいない方は、税申告をする必要があります。また、令和8年1月1日時点で府中市に住民票が無かった方は、その時点で住んでいた自治体で税申告をする必要があります。なお、認可保育所（園）の転所申込や兄弟姉妹の入所申込の際は、これまでと変わらず提出が必要となりますので、ご注意ください。

Q 父母のうち一方は働いていないため、収入があるのは片方のみです。収入がない方の税申告も必要ですか。

A 収入がない方が配偶者控除（配偶者特別控除は除く。）の対象となっていない場合は、税申告をする必要があります。

Q 最近3か月以内に税務署で確定申告を行いました。別途保育支援課への提出物がありますか。

A 税務署から府中市に税情報が共有されるまで2～3か月の期間を要するため、確定申告書（控え）を市役所おもや2階の市民税課に持参し、保育料算定の手続上必要であることをお伝えいただいた上で、市民税申告を行ってください。申告後、窓口で「市民税申告受付書」を渡されますので、そちらを持っておもや3階の保育支援課までお越しください。

Q 令和8年1月1日現在、海外で就労等のため日本に住民票がなく、税証明が提出できません。どのような手続きが必要ですか。

A 「年間収入申告書」をご自身で記入し、提出してください。なお、可能であれば、勤務先から発行を受けた令和7年（1月～12月末）の収入の証明（源泉徴収票等）を、添付資料としてご提出ください。

Q オンラインで提出した場合、保育所（園）にも紙での提出が必要ですか。

A オンラインで提出いただければ、保育所（園）には紙での提出は不要ですが、必ずオンラインで提出した旨を保育所（園）にお知らせください。

Q 退園する予定ですが、現況届の提出は必要ですか。

A 退園される方は、「保育所等退所届」のご提出が必要です。退所月の10日までに、保育支援課又は保育所までご提出ください。退所届を提出済みで、8月末までにご退園される方については、現況届の提出は不要です。なお、退所予定であっても時期が未定の方については、現況届のご提出が必要です。